

議案第12号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

実施機関が国民年金に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14の2の項中「住民票関係情報」の次に「、医療保険給付関係情報」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。